

第一一二表 裁判所別輕罪被告人罪狀 續

Table with 15 columns: 控訴院, 地方裁判所, 皇室罪ニ對ス, 靜謐ヲ害ス, 信用ヲ害ス, 健康ヲ害ス, 風俗ヲ害ス, 死屍ヲ毀塞ス, 發掘スル罪, 商業及農工ノ妨害, スル罪, 官吏瀆職ノ罪, 身體ニ對ス, 財産ニ對ス, 軍人軍屬ノ罪, 合計, 上科ノ内刑者, 被告人千ニ付. Rows include 大, 阪, 名古屋, 廣島, 長崎, 宮城, 函館, 樺戸監獄, 總計, and years from 明治三十六年到三十二年.

第一一三表 重輕罪被告人處刑ノ度數 (對席裁判) 明治三十七年

Table with 18 columns: 種別, 一 度, 二 度, 三 度, 四 度, 五 度, 六 度, 七度以上, 合計. Sub-columns for 男 and 女. Rows include 重罪, 輕罪, 總計, and years from 明治三十六年到三十二年.

第一一四表 諸規則違犯被告件數及人員 明治三十七年

Table with 12 columns: 裁判, 前年ノ殘, 本年, 合計, 檢事ノ起訴ニヨリ, 豫審判事ノ決定ニヨリ, 抗告裁判ノ決定ニヨリ, 上級裁判所ノ裁判ニヨリ, 關席裁判ニ付申立, 管轄違ノ言渡ニヨリ, 前年ノ殘, 本年, 合計. Rows include 對席, 總計, and years from 明治三十六年到三十二年.

第一一五表 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分 明治三十七年

Table with 15 columns: 犯狀, 處刑, 懲役, 禁錮, 罰金, 拘留, 科料, 沒收, 管轄違, 豫審判事ニ付, 無罪及免訴, 棄却, 懲治場留, 合計. Rows include 租稅ニ關スル諸規則違犯, 往來通信ニ關スル諸規則違犯, 衛生ニ關スル諸規則違犯, 航海ニ關スル諸規則違犯, 商工業ニ關スル諸規則違犯, 圖書ニ關スル諸規則違犯, 軍事ニ關スル諸規則違犯, 其他, 總計, 內男女.